

南宋臨安の建設・整備

高橋弘臣

はじめに

筆者はこれまで南宋の都臨安が建設・整備された状況について検討を加え、紹興十一年十一月に第二次宋金和議が成立した後、都を象徴する宮城の正殿や円丘・景靈宮・太廟等の祭祀施設に対し、本格的な建設・整備が行われ、正殿を利用した視朝・起居等の政務や大朝会等の儀式、祭祀施設を利用した南郊大礼をはじめとする皇帝祭祀が本格的に実施されるようになったことを明らかにした¹⁾。では正殿や皇帝祭祀以外の臨安は、何時頃からどのように建設・整備されていたのであろうか。

正殿や皇帝祭祀以外の建設・整備に関しても論ずべき点は多々あるが、本稿ではさしあたり南宋の政府機関が臨安に建設・整備された状況に対し、検討を行ってみたい。言うまでもなく政府機関は都に不可欠なものであり、その建設・整備の状況を検討することは重要と考えられる。次いで都市行政の中心となる治安維持制度、防火・消火制度の整備について

検討を加える。さらに水利関係として臨安の物流の根幹をなす城内外の運河、住民に欠くことのできない飲料水の調達がどのように整備されていたのか、という点についても検討する。なお検討の期間は、紹興二年（一一三二）正月に高宗が紹興府から臨安へ移動した後、紹興年間（一一三一～六二）末までを中心とする。紹興年間には臨安の建設・整備に関する重要な措置が実施されており、且つ建設・整備が基本的に終了したと見られる部分も存在するからである。

先行研究を通観すると、政府機関の建設や配置は、臨安の都市空間を扱った研究等の中で取り上げられている²⁾。治安制度は臨安の都市管理制度に関する研究や、警備に当たったのが主として禁軍の兵士であることから、禁軍、特に三衛を対象とした研究において検討がなされている³⁾。防火・消火制度については、臨安には火災が頻発したことから研究者の注意を惹き、火災発生の原因や状況を含め、多くの研究が発表されている⁴⁾。臨安の運河に関しては、管理制度や浚渫の状況等が検討されてきた⁵⁾。臨安の飲料水には西湖の湖水が充てられ

たが、西湖の水質管理や浚渫、飲料水を汲み上げる井戸等を検討した論考が存在する⁽⁶⁾。しかしこれらの研究の多くは南宋時代を通時的に扱っており、紹興年間を中心として、臨安がどのように建設・整備されていったのかという視点に立つと、さらなる検討を行う余地が残されているようである。また既に解明された事実には、新たな意味を付け加えることも可能になるのではないかと思われる。

本稿は以上の問題点を踏まえ、主に紹興年間を対象として、政府機関の建設・整備、治安制度、防火・消火制度、運河・飲料水調達の整備について検討する。これらの検討を通じて、臨安が南宋の都として成立していく過程の一端が明らかになるであろう。なお本稿では『建炎以来繫年要録』を『要録』、『宋会要輯稿』を『宋会要』と略記する。

一 政府機関の建設・整備

1 高宗の臨安移動と宋金和議成立以前の状況

高宗は建炎元年（一一二七）五月に応天府で即位し、十月に揚州へ移動した。建炎三年二月、高宗は揚州に滞在中のころを金軍に襲撃され、長江を渡って杭州に至り、四月まで滞在した。この後、高宗は建炎三年四月と五月にかけて、主戦派官僚の勧めにより、北伐の根拠地となる江寧府へ移った。高宗の到着と同時に江寧は建康と改称され、建炎三年七

月には杭州が臨安と改称された。高宗は建炎三年閏八月に建康府を離れると、金軍の追撃を避け、江南を移動して回った。そのルートは建康府→鎮江府→平江府→臨安→越州→明州→海上→温州→台州→明州→紹興府（越州が改称）である⁽⁷⁾。高宗には南宋政府も随行しており、行在となった都市には宮城（行宮）・政府機関が一時的に設置された。杭州・臨安に関しては、建炎三年（一一二九）二月と四月に高宗が滞在した際、杭州の州治を行宮、顕寧寺を尚書省としたとの記事が目睹される⁽⁸⁾。

紹興府に滞在していた高宗は紹興二年正月、臨安へ移動し、臨安の府治を行宮とした。また高宗にしたがって政府機関も紹興府から臨安へ移転した。もともと臨安にいかないという点に関しては、具体的な史料がないため明らかにならない。高宗が臨安に到着した後、「係官の修造する去処甚だ多」く、「近時宮宇の令一たび下り、百姓輒りに弊を受くるは、蓋し郡県の便ち科配を行うに縁る」といった記述も見られる⁽⁹⁾。「係官の修造する去処」「宮宇」の中には政府機関も含まれていたと考えられ、建設作業が活発に行われていた様子はいかがえよう。

因みに紹興四年十月と五年二月にかけて、高宗は南下してきた金・斉連合軍を迎え撃つため平江府へ移動し、随行して臨安の政府機関とその官僚も平江府へ移動した。『要録』巻

八一、紹興四年十月丁丑条によれば、參知政事の孟庾は平江府に設置される行宮の留守に任じられ、平江府へ移動した後文書行政、軍事と関係ない機関の官僚をどのように臨安に残留させるか、平江府へ移屯させる部隊と臨安に残留させる部隊等について意見を具申ししている。それを見ると臨安の政府機関として三省・六部・樞密院・御史台の他、大理寺・官告院・糧審院・左藏庫・交引庫・度牒庫・省倉・榷貨務都茶場・草料場・太常寺・司農寺・太府寺・將作監・軍器監・進奏院・文思院・雜買務・南宗正寺・太宗正司・國子監・雜売場・勅令所等の名が記されている。紹興四年十月には、政府の主要な機関は臨安にほぼ存在していたことが知られよう。

高宗及び南宋政府は紹興二年正月に臨安へ移動した当時、必ずしも臨安を都とする意思を持つておらず、この後一旦平江府や建康府へ移動していることから明らかなように、他の都市へ移動し、そこを都に定める可能性もあった。特に主戦派の人々からは、高宗が建炎三年二月に本拠地を江南へ移して以後、一貫して建康府を都にすべきであるとの意見が出されていた。建康府は金に近く、失地回復のため北伐を敢行するのに好都合と考えられたためである。高宗が臨安へ移動した後も、紹興二年四月に中書舍人であり、学者としても高名であった胡安国は、建康府に都を置けば富国強兵を達成し、南から北を制することができると主張している。このように臨安奠都が決まっていなかったこともあり、紹興府から

臨安へ移動した政府機関は、抜本的な計画に基づいて建設されず、多くは既存の政府機関・寺院やその敷地(基)等を利用する形で、倉卒の間に、便宜的に建設された。政府機関が短期間で建設されたことは、上述の如く、紹興四年十月には主要な機関が既に存在していることから明らかである。既存の政府機関・寺院やその敷地(基)等を利用して建設された事例を紹介すれば、以下の通りである。

①三省・樞密院が宮城の北に位置する顯寧寺に建設された。^①

上述した如く、顯寧寺は建炎三年二月～四月にかけて高宗が杭州に滞在した際、尚書省とされている。

②紹興二年八月以降、上供米を収納する倉庫が、余杭門内外に設置されている臨安府(杭州)の省倉を利用して整備された。具体的には戸部の監督官が派遣され、倉庫から米を支給する手続き等が定められた他、名称に「行在」が付され、行在省倉東倉・南倉・北倉等と呼ばれるようになった。^②

③紹興三年三月、行宮の北にあった兩浙轉運司の庁舎を執政の府第(官邸)に充てた。^③

④紹興四年、雜買務雜売場が祇候庫を改造する形で、通行橋の東に建設された。^④通行橋は宮城の北に位置し、塩橋運河に架けられた橋である。

⑤正確な時期は明らかにならないが、秘書省が法慧寺に仮寓

した。¹⁵法慧寺の場所は城内西部、豊豫門（湧金門）付近であったと考えられる。

⑥同じく正確な時期は不明であるが、瑞石山にある観音院の敷地を糧料院の官舎に充てたとの記述も見られる。¹⁶瑞石山とは城内南部の保民坊西にあり、呉山に連なる山である。

また『咸淳臨安志』巻七六「寺観二」は、臨安城内の寺院について紹介するが、それを見ると具体的な時期は不明であるものの、多くの寺院やその敷地が政府機関に充当されたことが、以下の如く記されている。

①浄住院の敷地を礼部貢院に充てた。浄住院は観橋の北に位置したという。観橋とは城内北部の、御街に架けられた橋である。

②大中祥符寺を取り壊して軍器所とし、残された寺の建物は敷地の西南隅に移転した。大中祥符寺の敷地は南北九里あったというから、かなり大きな寺院であったことがうかがえる。なお大中祥符寺は礼部貢院の西に位置したとあり、浄住院と同じく観橋の北に設けられていたと考えられる。

③吉祥院を取り壊して文思院・軍頭司としたため、敷地には小規模な寺院が残存するのみとなった。文思院・軍頭司（吉祥院）は城内北部（観橋の南）の安国橋東に位置した。¹⁷

④広嚴院の敷地を分ちて御厨南宮とした。なお広嚴院は城

内南部の七宝山にあった。

政府機関の配置を見ると、行宮の北に、御街に沿って三省・六部・枢密院をはじめとする枢要機関が集中し、官庁街が形成されていた。しかし政府機関の中には、既存の機関・寺院やその敷地を利用し、便宜的に建設されたため、上述した秘書省・礼部貢院・軍器所・文思院・軍頭司等の如く、官庁街におさまらないものも存在したのである。

さて既述の如く、紹興四年十月から五年二月にかけて高宗が平江府へ移動した際、政府機関とその官僚が同行した。また高宗は対金強硬派の宰相張浚に説得され、金に対する北伐軍の総司令官となるため、紹興六年九月に臨安を出発して平江府へ、紹興七年二月には平江府から建康府へ移動した。¹⁸この時も政府機関とその官僚が、高宗とともに臨安から建康府へ移動している。なお移動に際し諸機関は「行宮」の名称を付帯しており、建康府には行宮戸部・行宮枢密院・行宮御史・行宮吏部等の設置されていたことが知られる。¹⁹

ところが金に対する北伐の計画は、紹興七年八月に起こった淮西の兵変によって破綻してしまった。張浚は宰相を引責辞任し、高宗は宰相趙鼎・枢密使秦檜の勧めにより、臨安へもどることとなった。紹興七年十月、政府機関とその官僚は、高宗に先立って建康府を出発し、臨安へもどった。²⁰高宗自身は紹興八年二月、臨安へ帰還した。²¹

2 宋金和議成立以後の状況

高宗が臨安へもどった後、紹興八年三月に宰相となった秦檜は、和平論に傾いた高宗とともに、十月以降主戦派の官僚及び和戦に対し意見を明確にしない官僚を政権の中枢から排除した。そして十二月、金との間に第一次和議を成立させた。しかしこの和議は、南宋では政権の中央で支持されただけであり、反対意見が強かった。一方金においても、旧首領土（河南・陝西）を宋に返還したことから、主戦派が和議に強く反発した。主戦派は紹興十年五月、領土の奪還を目指し、和議を破棄して軍を南下させた。この時宋軍は奮戦して金軍を食い止め、紹興十一年二月の柘皋の会戦で金軍を撃破した。劣勢となった金軍は、翌三月に北帰した。秦檜は九月以降和議のための動きを活発化させ、両国の間で使者が行き来するようになり、十一月に第二次宋金和議が成立した。²⁰⁾

『宋会要』方域四一八「官解」紹興十一年三月九日条には、臣僚の言として

近ごろ聞く、臨安府の〔造〕営一ならず、創置する職事官の解字既に十余所、而して仁和等の県の応ずる者各おの十数処、其の間、補弊増新する者、又其の幾ばくなるを知らざるなり。

とあり、具体的な政府機関名は明らかにならないが、この時新築される庁舎が十数カ所あり、改修される庁舎に至っては数え切れないほどであったことが知られる。新築や改修が盛

んに行われた理由は記されていないが、当時は高宗が紹興府から臨安へ移動し、政府機関が建設されて既に十年が経過していた。北宋時代からの建物を利用する機関の中には老朽化が目立つものも出てきたであろうし、狭くなったもの、立地の不便・不都合が明らかになったものもあったであろう。また紹興八年に主戦派の官僚が排除され、第一次和議が成立するに伴い、主戦派が主張していた建康府奠都の可能性は消滅し、臨安が南宋の事実上の都となることが決定したと言つて良い。その結果、臨安に政府機関が恒久的に設置されることとなり、整備が必要と考えられたことも、改修や新築の理由として挙げられよう。第一次和議が成立する紹興八年の末には、政府機関の整備は始まっていたと考えられる。

第二次和議が成立してからも、臨安では政府機関の改修や移築が盛んに行われた。また数は少ないが、それまで存在しなかった政府機関が新たに建設されることもあった。そこでそれらについて、具体的な検討を行いたい。

第二次和議成立直後に新設された機関として、太学が挙げられる。太学の施設については紹興十二年四月、起居舍人楊愿の奏請により、臨安の府学を増築して太学にする²¹⁾ことが一旦は決定された。しかし紹興十三年正月、知臨安府王暎の上言に基づき、岳飛の邸宅を太学²²⁾に改築することとなったのである。岳飛の邸宅は城内西部、清湖河の北に位置する前洋街に存在した²³⁾。因みに王暎とは秦檜の妻王氏の兄であり、秦檜

の腹心であった。岳飛の邸宅を接收して太学に改築したのは、兵権の回収をはじめとする武將抑圧策の一環とも見られる。岳飛は紹興十一年十二月に刑死しているが、なおこのようなことが行われたのは、秦檜一派の執念深さをあらわすようで興味深い。また紹興十二年三月、外国使節の接待所である都亭駅が宮城北の六部橋から候潮門に至る道路の北側に新設され、紹興十二年五月には、皇帝の族譜や系図を作成する玉牒所が呉山東の御街沿道に新設された。

改修された政府機関としては、三省樞密院の文書庫たる架閣庫が指摘される。『咸淳臨安志』巻四「行在所録・朝省・三省樞密院架閣」によれば、それまで使用されていなかったためであろう、架閣庫は「屋室頽漏、上雨旁風……鼠噬蛛絲、蒸鬱として糜潰し、收拾すべから」ざる状態になっていた。そこで紹興十五年、朝廷から支給された経費を用いて改修が行われ、「其の閣十三を増し、共に十有六間と為し、三省・〔樞〕密院に列して四庫と為」つたという。

政府機関には移築されるものもあった。例えば紹興十三年十二月、秘書省が移築されている。上述した通り、秘書省は当初法慧寺に仮寓していた。ところが人口の増大とともに周囲の民戸も増加し、秘書省の建物と軒を重ねる如く隣接して建ち並ぶようになり、火災が起った際に延焼を被る恐れが生じた。官庁街からはみ出し、民戸と雑居する政府機関には、このような問題が生じていたのである。そこで秘書省は

呉山北の天井巷にある殿前司の軍営跡地へ移築された。このことについて『要録』巻一五〇、紹興十三年十二月癸巳条には、秘書丞蔽抑の上言として「渡江より後、権に法慧寺に寓するも、居民と相接し、深く風火の不虞を慮る。欲して望むらくは重建し、仰ぎて右文の意に副わんことを」とあり、その後文に「是において省を天井巷の東に建つ、故の殿前司案を以て之を為る」と見えている。

延焼を避けるためではないが、移築された政府機関として大理寺も挙げられる。『咸淳臨安志』巻六「行在所録・諸寺・大理寺」に

中興の初め、錢塘門内に在り。紹興二十年、詔し、景靈宮・太乙宮の比近なるを以て、臨安府をして別に地を択ばしめ、乃ち今の処に徙る。

南渡の初め、「大理」寺は今の錢塘門内に在り。城の一隅に枕み、褊陋なること殊に甚し。特だ卿・少及び治獄の二丞之に居るのみ。台臣其の湫隘にして、又列聖衣冠月遊の墜に密邇するを讓す。紹興庚午（二十年）、詔して仁和県の西に徙る。其の基旧に視べ三倍、而して屋を広くすること亦之に倍す。

とあり、大理寺は当初城内西北の錢塘門内に建設された。しかし庁舎が狭くなってきたのと、第二次宋金和議成立後、付近に景靈宮・太乙宮等の、皇室と強い結び付きを持つ道宮が建設されたため、そのような神聖な場所に刑獄をつかさどる

機関があるのはよろしくないとして、紹興二十年に仁和県治の西へ移築されたのである。仁和県治はこの時城内北部、余杭門から御街に沿って城内へ入った招賢坊にあった。景靈宮は紹興十三年七月、太乙宮は紹興十八年二月に完成している⁽²⁵⁾。上引史料によれば、移築後の大理寺は敷地がもとの三倍、屋舎は二倍の広さになったという。

また財政機関には、臨安の人口が増加し、米・財貨等の需要が増大したこと、収納・支出される米・財貨等の量が増大したこと等により、新設されたり、改修・移築されたりしたものが多く見られる。具体的に紹介していくと、高宗が建康府から臨安へもどった後の紹興八年四月、余杭門外の運河沿いに戸部和羅場が新設され、この後設置される平江府の和羅場とともに、年間六十万石の米を和羅することが定められた⁽²⁶⁾。

次いで紹興十八年九月には、上供米を収納する省倉が拡張された。この時司農寺丞の周莊仲は「臨安で年間に支出される軍糧は百五十万石であるが、省倉の廩房が少なく、冬に運河が凍結して上供米の漕運が行われなくなれば、収納される米が減り、需要を満たすことができなくなる」として、十廩を増設し、合計で米三百万石を貯蔵することを要請した。そこで戸部に拡張工事を措置させるよう、詔が下されている⁽²⁷⁾。

紹興二十三年には左藏庫が移築された。『咸淳臨安志』巻八「行在所録・院轄・左藏庫」に

〔左藏庫は〕和寧門の東北隅に草創す。迫隘にして以て天下の灌輸を受くるに足らず、紹興癸酉（二十三年）、実に今の地（韓世忠邸宅）に徙る。

とある如く、左藏庫は当初宮城の北門たる和寧門の東北に建設された。しかし臨安へ上供される財貨の量が増大し、それを収納しきれなくなった。そこで庫を拡張するため紹興二十三年、城内西部の清湖橋西にある、韓世忠の邸宅へ移動したのである。

人口の増大に関連する財政機関の新設について付言すれば、臨安では住民の中でも下層民・貧民の増大が甚だしく、彼らに対する救済措置が必要となり、紹興二十六年四月、東青門外に豊儲倉という倉庫が新設された。豊儲倉は臨安に住む下層民・貧民の他、外部から流入してくる流民や、火災の被災者等に対し、賑濟・賑糶等を行うための倉庫であり、この後重要な役割を果たすようになる⁽²⁸⁾。

紹興二十六～二十七年にかけては、紹興年間における政府機関の整備事業の最後として、丞相府（宰相の官邸）の新設、執政府の移築、六部の拡張が行われた。執政府は前述した通り紹興三年、行宮北の両浙転運司の庁舎を利用して建設された。しかし紹興年間後半になると『要録』巻一七一、紹興二十六年正月癸丑条に高宗の言として「比年執政府上より漏れ、下は湿り、蓋し居るに堪えず」とある如く、建物の老朽化が進み、居住に耐えなくなっていた。そのためであろ

う、執政が執政府に入らず、散居するという事態が生じていた。そこで高宗は、このような状況は執政に対する待遇の体をなしていないとして、左藏庫の跡地に執政府を移築したいと希望し、転運使にその旨を下命したのである。これについて『要録』卷一六九、紹興二十五年八月壬辰条に高宗の言として

頃^{この頃}韓世忠宅子を納め、当に左藏庫及び倉を移さしむべし、倉基を以て二府を造りて以て執政を処らしめんと欲す、此れ祖宗の故事なり。今、各おの散居するは、待遇の体にあらず、指揮を降して已に三年、転運未だ施行するを見ず、呼びて都堂に至り旨を伝えて催促し、並びに日近に了畢するを要むべし。合に用うべき物料工錢は御前より請降し、科敷を得ず。

とある。なお史料によれば、三年が経過しても執政府の移築工事が終了しなかったため、高宗は転運使を都堂に呼び寄せて催促し、さらに工事に要する資材・費用は、御前より支給する旨を申し渡したことが知られる。

かくて『宋会要』方域二一九「行在所」、紹興二十六年正月九日条に

兩浙転運司の修蓋し到る執政政府三位は、詔して東位は魏良臣、中位は沈該、西位は湯思退をして並びに遷入せしむ。

とあるが如く、紹興二十六年正月に執政府が完成し、魏良

臣・沈該・湯思退が入居した。次いで上引史料の紹興二十六年正月二十八日条には

詔して兩浙転運司・修内司をして、都省の北の旧府第を將て左右相の府第兩位を修蓋せしむ。

とあり、兩浙転運司・修内司に詔が下され、もとの執政府を丞相府に改修させたのである。

紹興二十七年の九月十月には、丞相府・執政府の南に位置する六部が、隣接する官告院の敷地にまで拡張された。^①『建炎以來朝野雜記』甲集卷二「渡江後郊廟官省」は、臨安の祭祀施設や政府機関の建設・整備状況を通観するが、注目されるのはその末尾において、執政府・丞相府・六部の整備に言及した後、「大凡定都二十年にして、郊廟・宮省始めて備わる」と記していることである。即ち三機関の整備を以て、臨安の祭祀施設・政府機関の建設・整備は一応終了したと見なしているのである。

二 治安制度の整備

1 軍巡鋪の設置と金吾街杖司の再建

南宋の臨安において、治安維持を担当したのは、主に禁軍及び警察に相当する金吾街杖司の兵士であった。そこで本項では、禁軍の兵士による治安維持から検討していきたい。高宗が臨安へ移動した当時、『宋会要』兵三十七「廂巡」、

紹興二年正月二十一日条に臣僚の上言として

錢塘の州城内相去ること稍遠く、数しば盜賊有り。又兵火の後に縁り、流寓の士民、往往にして屋を茅ぶきて以て居り、則ち火政尤も当に厳しきを加うべし。

とある如く、臨安城内は盜賊が横行する等治安が悪く、また流入者が文字通りの茅屋を建てて住みついており、火災発生時には延焼して大規模化する危険も高かった。皇帝の居住地となった臨安において、このような状態を放置するわけにはゆかず、治安維持や防火・消火制度の整備は南宋政府・臨安府にとって急務であった。そこで右の史料の続きに

廂毎に地歩の遠近を量りて鋪若干を置き、鋪毎に禁軍の長行六名を差し、夜に鼓を撃ちて以て更漏に応じ、声をして相聞こえしめ、仍お略は防火の器物を備う。兩鋪毎に節級一名を差し、十名毎に軍員一名を差し、皆之を巡檢に総ぶ。

とあるように、廂内に軍巡鋪を設置し、禁軍の兵士を配置して警備に当たらせることとした。この上言を見ると、鋪には防火器具を備えることも提案されている。なお廂とは城内に設けられた警察・防火管区であり、当時左右二つの廂が存在した。

軍巡鋪の設置は実行に移された。『宋会要』兵三十八「廂巡」、紹興二年正月二十六日条に三衛の奏請として

左右の廂巡は、乞うらくは臨安府都監司と同一量度攤撥

し、定めて一百二(百十五の誤り)鋪と作し、計えて禁軍六百七十三人を差す。内軍員一人、丁(十の誤り?)將・節級五十一人、長行六百一十二人を巡防に充てんことを。契勘するに、將に係り京に在りて營に住む軍兵、三司分定して差撥す。今來三司の見管の軍兵、共に畸零に係り、逐司も亦当に緩急の使喚に準備すべし。切に見るに、臨安府即今見^レ將有る兵約二千人、將に隸せざる兵一千人あり、欲すらくは今來合に差すべき軍兵を將て、十分を以て率と爲し、五分は三司をして分差せしめ、毎月一替し、余の五分は臨安府をして管認し、応副差撥せしめんことを。

とある如く、百十五の鋪を設置し、禁軍兵士計六百七十三人を配置することが提案され、裁可された。なおこの史料を見ると、鋪に配される兵士について、三衛は現在兵士の数が少ない上に、緩急に備えなければならぬので半数を徵発し、残り半数は就糧禁軍の中から徵発することが提案されている。臨安に駐屯した就糧禁軍は東南第三將に属する八指揮(指揮^{II}部隊)、兵馬鈐轄司に属する五指揮、京畿第二將に属する十六指揮の計二十九指揮である。ここでいう「將有る兵」とは東南第三將・京畿第二將に属する兵士、「將に隸せざる兵」とは兵馬鈐轄司に属する兵士と考えられる。

紹興二十二年十月には、臨安は地分が広いにもかかわらず、今まで設置された軍巡鋪の数は少なく、警備の人員が足

りないとの理由から、軍巡鋪は三十五増設され、百五十となった。この時も軍巡鋪に配置される兵士は、三衛と就糧禁軍双方から徴発することとされている。なお軍巡鋪の増設に伴い、配置される兵士の数も増えた筈である。史料に兵士の数は書かれていないが、仮に一軍巡鋪あたり五人の兵士が配置されていたとすると、百六十人程度が増員されたことになる。また具体的な時期は不明であるが、この後乾道年間（一一六五～七三）にかけて軍巡鋪は城外にも設置され、乾道七年正月には城内外併せて二百三十二ヶ所あり、兵士計千百五十五人が配置されていた。³³⁾

禁軍に続いて金吾街杖司について取り上げる。金吾街杖司は城内の警備を担当する警察であり、左右の街司・杖司から構成された。『宋会要』職官二二一四～一五「金吾街杖司」、紹興二年三月二十八日条及び紹興三年八月十八日条によると、所属する兵士の定員は左右街司各五百五十名、左右杖司各二百五十名、計八百名と定められていた。ところが北宋末から南宋初めの動乱によって兵士が減少し、残存する者は左右の街司・杖司併せて僅か百八十人に過ぎなくなっていた。そこで紹興二年三月、金吾街杖司の兵額が新たに定められ、大幅に削減されて左右街司・杖司各二百名、併せて四百名となった。しかしこれでも多過ぎたようである。翌三年八月には左右街司・杖司各百五十名、計三百名に減額されている。かくて兵士の数は減ったものの金吾街杖司は一応再建され、

三衛の兵士とともに臨安城内の警備に当たることとなったのである。

因みに金吾街杖司の兵額の推移について見ると、紹興二十八年十月には左右街杖司各百七十五名、計三百五十名と一旦増額されたものの、淳熙十四年（一一八七）十月には右街司・右杖司百二十一、左街司・杖司百三十一、計二百五十二人に減じられている。臨安の、特に城内の警備は、主として軍巡鋪に配置された禁軍の兵士が担当するようになっていったことがうかがえよう。

2 夜間外出・通行禁止令の施行

高宗が移動した直後、臨安では治安維持のため、軍巡鋪の設置とともに、夜間の外出・通行禁止令も発布された。『宋会要』刑法二一四七「禁約」、紹興三年三月十八日条に

知臨安府盧知原言わく「車駕臨安府に駐蹕し、屯兵既に衆く、居民浩穰たり。今欲すらくは相度りて毎夜三更に断夜し、五更なれば旧に依りて人の行往を許さん」と。之に從う。

とあり、知臨安府盧知原の言に従い、毎夜三更～五更の間、断夜と称し、夜間の外出・通行を禁止することが定められたのである。もともとこの時発布された夜間の外出・通行禁止令に関する史料はこれのみであり、例えば臨安のどの地域を対象として発令されたのか等、詳細は一切不明である。

夜間の外出・通行禁止令の発布に関しては、もう一例史料が検索される。紹興三年十二月、金の使者が臨安を訪問することになった際、知臨安府候梁汝嘉の上言により、候潮門内及び朝天門内（以南）の一带、即ち官庁街及び行宮の周辺において、夜間の外出・通行が禁止されたのである。『宋会要』職官三六一四二「主管国信往来所」、紹興三年十二月十七日条には「梁汝嘉言わく」一、候潮門裏並びに朝天門裏より、人使の到るを候ち、並びに一更三点より断夜す」とある。この記事を見ると一更三点に断夜即ち外出・通行を禁止するとあり、禁止の時刻が盧知原の上言に比べて早まり、規則が厳しくなっていたことが知られる。これは金の使節を迎えるに際し、警備を厳重にする必要があったためであろう。夜間の外出・通行禁止令の発布を直接伝える史料は、管見の限り以上二例のみであるが、少なくとも高宗が臨安へ移動した当初、断夜と称される夜間外出・通行禁止令が発布され、場合によってはかなり厳しく行われたことは知られよう。

なお北宋の開封では禁軍・金吾街杖司の兵士が、夜間外出・通行禁止令（夜禁）の違反者を取り締まっていた。³⁸南宋の臨安においても、金吾街杖司の兵士が夜間外出・通行禁止令の違反者を取り締まっていた形跡が認められる。³⁹恐らく軍巡鋪に配属された禁軍の兵士も、禁止令が施行された後は、違反者の取り締まりに従事したことであろう。⁴⁰

3 廂制の整備

治安維持に関して、警察・防火管区に相当する廂の整備についても検討したい。高宗が臨安へ移動した当時、既に引用した『宋会要』兵三二七〇八「廂巡」、紹興二年正月二十一日条が載せる臣僚の上言によれば、城内には左右二つの廂があり、治安維持や防火の業務を統轄するため巡検二名が置かれていた。しかし

左右廂に巡検二人有りと雖も、法制闊略にして名の存するのみ。乞うらくは枢密院に下し、馬歩軍司に委ねて措置せしめ、略は京城内外の徹巡の法に倣い、銭塘の城内に就きて分ちて四廂と為し、廂毎に各おの巡検一人を置き、権に次を以て軍都指揮使の材能有る者を差して充てんことを。

とある如く、廂の範囲が広すぎ、巡検の目が行き届かないという問題が生じていた。そこで廂を四つに増設して各々に巡検を置き、三衛の都指揮使で有能な者を充て、治安維持・防火活動をより強力に統轄させようとしたのである。

もっとも廂の増設は、この時実現しなかった。『宋会要』兵三一八〇九「廂巡」、紹興二年四月二十二日条所載の、主管侍衛歩軍司公事辺順の上言に「開封では馬軍司（主管公事）が旧城内、歩軍司（主管公事）が新城内の都巡検を兼ねていた。近ごろ臨安では開封に倣って軍巡鋪を設置し、六人の巡検を差置した。〔臨安では馬軍司主管公事が欠員であっ

たため、歩軍司主管公事の「辺順が馬軍司〔主管公事〕を兼任し、且つ都巡検をも兼任し、〔左右両廂の〕警備を統轄していた。今、蘭整が歩軍司主管公事となり、都巡検を兼任するようになったので、〔開封の〕旧例に従い〔歩軍司〕と馬軍司が〔左右廂を〕分担して〔治安維持・防火を〕統轄するようにしたい」とあり、廂は左右二つのままであったことが知られる。しかしこの史料から、臨安にも都巡検が置かれ、巡検も六名に増えていたことが明らかになる。廂の数は増えなかったものの、治安維持・防火の業務自体は強化されていたのである。左右両廂は都巡検によって統轄され、その下に巡検が置かれ、軍巡鋪の兵士を率いたと見られる。都巡検・巡検には上引史料の如く、主管公事・都指揮使等の三衛の指揮官が任命された。

上述の如く、高宗が臨安へ移動した当時、城内には左右両廂が置かれていたが、紹興十一年五月になると、城外にも廂が設置された。『咸淳臨安志』卷一九「疆域四・廂界・城南北左右廂」に

紹興十一年五月十日、守臣俞俟奏請す「府城の外、南北相距たること三十里、人煙繁盛にして、各おの一邑に多き比ぶ。乞うらくは江漲橋・浙江に城南北左右廂を置き、親民資序の京朝官を差し、本廂の公事を主管し、杖六十以下の罪は聴決せんことを」と。旨ありて「依れ」と。

此れ建置の始めなり。

と見え、城外の人口も増えたため、知臨安府俞俟の奏請により、城南左廂・城北右廂という二つの廂が設置されたのである。また城内の廂を統轄していたのは三衛の指揮官であるが、城外の廂では廂官として親民資序の京朝官、即ち文官が任命され、杖六十以下の軽犯罪については裁判を行って判決を下していたことが知られる。

この後紹興二十六年閏十月、城内の廂に関する改革が実施された。『咸淳臨安志』卷一九「疆域四・廂界・在城九廂」には知臨安府榮蕤の上言として

本府の城内、兵官七員有り、廂を分ち事を領すると雖も、而るに兵官多く文法に味く、私に徇い情を容る。乞うらくは城外に照らして亦左右廂官兩員を置き、京朝官の親民資序の人を以て充てんことを。所有兵官は、乞うらくは三員を減罷し、四員を存留し、止だ地を分ちて巡警せしめんことを。

とある。この記事によれば、城内では兵官七名^②が左右両廂を統轄していたという。兵官とは、上述の如く三衛の指揮官が任命される都巡検・巡検を指すと理解される。しかるにこの連中は無知蒙昧で私情に流されるとして、都巡検に代わり、城外の廂にならって廂官二名を置き、それには親民資序の京朝官を任命することとなった。一方、兵官（巡検）は四名に削減され、廂官のもとで廂の治安・防火のみを統轄するとされたのである。なお城内の廂官も、城外の廂官と同様に司法

の職務を担当していたことは『要録』卷一七五、紹興二十六年閏十月乙卯条に

初めて臨安府に左右廂官二員を置く。時に城外已に南北廂官を置き、守臣榮薺乃ち城内に二員を増員し、訟牒を分掌し、京朝官を以て之と為さんことを請う。

とあることから知られる。

ところが紹興二十七年六月、事態はまた変化する。右に引用した『咸淳臨安志』「在城九廂」の記事の後文に

明年（紹興二十七年）六月、侍御史周方崇其の便ならざるを言い、廢罷を行い、其れ城内の詞訟は、本府をして自ら理断を行わしめんことを請う。是より廂を分ち、兵官を置くこと故の如し、吏部従り大小使臣を注す。

と記される如く、新設された廂官は情にしたがい法を曲げ、人々が怨嗟の声をあげているとの非難を受けたため、罷免され、代わりに使臣（武臣）が任命されることとなったのである。また廂官が担当していた司法の職務は、臨安府が担当することとなった。兵官（巡檢）の数はもとどおりであったというから、四名が設置され続けたと見られる。この後南宋末に至るまで、廂官には使臣が任命された。『夢梁錄』卷七「禁城九廂坊巷」には使臣の廂官について「統ぶる所の者は軍巡・火下・地分、以て其の夜分の不測を警むるのみ」とあり、軍巡鋪の兵士の他に、火下・地分と称される捕吏も統率していたことが知られる。

因みに城内の廂の数は、上述した通り紹興二十七年までは左右二つであったことが確認されるが、その後増加し、乾道年間までに八つ（宮城廂・左一廂・左二廂・左三廂・右一廂・右二廂・右三廂・右四廂）、淳祐年間（一二四一～五二）⁴⁰ までには左一廂がさらに南北に二分され、計九つになっている。人口の増大にしたがい、治安維持・防火をより一層強化・緊密化する必要に迫られたためと考えられる。城外の廂も人口の増大に伴って増加し、城南左廂・城北右廂に加えて、乾道三年四月には城東廂・城西廂が新設された⁴¹。

三 防火・消火制度の整備

紹興二年正月に高宗が臨安へ移動した当時、臨安では火災が頻発し、しばしば延焼して大規模化した。紹興年間における火災の発生状況について見ると、紹興元年～六年までの間が多く、諸史料に「大火」と記される大規模火災が六年間に八回も発生している。特に紹興二年五月と六年十二月の大火は民家万余を焼き尽くし、また四年十二月の大火は吏・刑・工部、御史台等が焼失したといわれる⁴²。南宋政府・臨安府にとって、防火・消火制度の整備は急務であり、紹興二年以降、様々な対策が講じられた。ここでは防火制度の整備から取り上げていきたい。

防火制度整備の第一として、軍巡鋪の設置が挙げられる。

前述した如く、紹興二年正月以降、城内に軍巡鋪が百ヶ所以上設置され、鋪に属する兵士が夜間警備に当たるとともに、火災の発生を監視することとなった。鋪には消火器具が準備されており、兵士はばや程度ならそれを用いて消し止めたと考えられる。

防火制度整備の第二は、建物の屋根を瓦葺きに改装することである。南宋初期、臨安の建物の屋根は多くが茅(草)葺きであり、燃えやすかった。そこで燃えにくい瓦葺きに改造させたのである。『宋会要』刑法二一〇「禁約」、紹興二年十二月十二日条所載の尚書省の上言に

臨安府近來累ねて遺火を経、官司の舎屋を焚燒するに至り、間ま存在する有れば、皆是れ瓦屋なり。今措置すらく、朝天門以南は諸軍の營寨を除くの外、応ゆる官司の舎屋の旧と茅草を用いて搭蓋する者は、十日を限りて瓦屋に改造し、限滿つれば官を差して点檢せしむ。

とある如く、この時朝天門以南の、軍營を除く政府機関の庁舎で屋根が茅葺きのものは、十日を限って瓦葺きに改造させた。朝天門の南は官庁街であり、火災の延焼は何としても避けたい場所であった。次いで紹興三年十一月に朝天門内(以南)の、火災を出した人戸も瓦葺きとするよう命が下り、翌十二月には違反した官は一官を降し、民戸は徒一年とする⁽¹³⁾ことが定められている。

防火制度整備の第三は、失火・放犯火に対する罰則の制定

である。具体的には紹興二年三月に詔が下され、放火して人家を焼失させた者は開封の条法により断罪する一方、告捕した者は推賞・推恩の対象とされた。紹興三年十一月には、放火犯は焼失させた建物の多少にかかわらず、軍法により(断罪し)、失火犯のうち正犯人で、官私の建物を多く焼失させた者は、旨を取り軍法によって断遣する等、規定が詳細化され、罪も重くなっている。この規定は臨安府に掲示して周知せしめ、なお使臣を多数派遣して放火犯を緝捕させることになった⁽¹⁴⁾。

また失火・放犯火に対する罰則だけでなく、隣保制度も設けられた。『宋会要』刑法二一〇九〜一一〇「禁約」、紹興二年三月二十八日条に知臨安府宋輝の上言として

日近遺火有るの去処、其れ犯人は多く是れ罪を避けて走閃し、根捉せんとするも獲ず。乞うらくは五家毎に結して一保と為し、互に相覺察せしめん。……仍お今後人戸の遺火有るの去処は、本保の人先次に正犯人を收捉して府に赴き、如し正犯人走失すれば、其れ保人と共に並び⁽¹⁵⁾に一例罪を科す。

と記されており、火災を発生させた犯人の逃亡を防ぐため、五家毎に一保を結成し、互いに監視させ、火災を起こした正犯人が逃亡した場合は、同保人に一律に罪を科すことが定められたのである。

防火制度整備の第四は、火巷・空閑地の設置である。火巷

とは延焼を防ぐために設けられた、路地・小道の類を指す。火巷の設置について見ると、紹興三年十一月に詔が下され、火災を被った場所は五十間、そうでない場所は百間四方毎に幅三丈の火巷を開くことになった。^⑤もつともこの詔に対し、知臨安府梁汝嘉は『宋会要』方域一〇一七、八「道路」、紹興三年十二月九日条において「火巷を開く際には旧来の巷を用い、もし巷の幅が三丈に足りなければ〔建物を〕撤去して幅三丈を確保し、建物が密集して〔火巷の設置が難しい場合は〕別途計画書を提出し、指揮を仰ぐこととしたい」と述べている。しかしこの後

巷の闊き者は一丈に過ぎず、狭き者は止だ五尺以下のみ、若し一概に展じて三丈と作せば、恐らく拆去の数多し。已に焼けし去処を將て只だ展じて一丈五尺と作し、火を経ざる処は展じて一丈と作すのみ。

と上言し、裁可された。汝嘉が言わんとしているのは、「旧来の」巷の幅は一丈を過ぎず、狭いものでは五尺以下なので、もし一概に三丈とすれば、撤去する〔建物の数〕が増えてしまう。火災を被った場所は幅一丈五尺、被っていない場所は幅一丈としていただきたい」ということであろう。火巷の幅は、現状を踏まえて狭められたのである。

また長文のため原文は引用しないが、右の史料の続きによれば、この頃有司が火巷と別に、やはり延焼を防ぐため、執政・侍従の邸宅や倉庫の周囲は、民戸を撤去して空閑地とす

るよう奏請し、それに基づき撤去が実施された。監察御史の常同はこの措置に対し「〔空閑地をつくるため〕撤去された民居は無慮数百千に及び、これでは延焼と変わりない有様で、住民はみな嘆き悲しみ、仁政をそこなっている。どうか倉場庫務〔倉庫・財庫等の財政機関〕の周囲は〔所定の幅の〕空閑地を留めるが、執政・侍従宅の近くの民居は〔空閑地を設けるための〕撤去を免除していただきたい」と上言した。その結果詔が下され、執政宅の周囲は二丈を減じ、幅三丈を空閑地とする、侍従宅の周囲で火災が起こっていない場合は撤去を免除する、それ以外〔倉場庫務周囲の空閑地〕は既に下された命に従い〔民戸を撤去〕する、等が新たに定められた。この時も住民に対する配慮は一応なされたのである。なお倉場庫務周囲の空閑地の幅が当初どれ位の幅に設定されたのか不明であるが、常同の上言から、執政宅周囲の空閑地は幅五丈であったことが知られる。

次いで消火制度の整備について検討したい。消火制度整備の第一として、防火司の設置が挙げられる。即ち『宋会要』刑法二一一〇「禁約」、紹興三年十二月十一日条において、殿中侍御史の常同が

乞うらくは臨安府の守臣に委ねて多方措置せしめ、緊切の地分に防火司を專置し、望火の梯楼を立て、多く人兵を差し、広く器用を置き、明らかに賞罰を立てん。

と奏請しており、要地に防火司を設置し、望火楼を建て、兵

士を派遣し、消火器具を置いたという。防火司については他に関連する史料がなく、詳細については明らかにならないが、「防火」という名称は付けられているものの、禁軍等の兵士からなる消火隊が附属し、望楼の付設された消防署の如きものであったと推察される。⁽⁴⁶⁾ 臨安では火災が発生すると、禁軍を中心とする諸軍の兵士を、彼らの住む軍営において消火隊に編成し、現場へ派遣した。しかしそうしたやり方では消火隊の現場到着が遅れることがあったのであろう。そこで官庁街のような重要区域や、建物が多く延焼の危険が高い場所等に防火司を設け、消火隊を常置することで、消火隊が火災現場へより迅速に到着できるようにしたと考えられる。

消火制度の整備として第二に挙げられるのは、消火活動を行う兵士に対する取り締まりの強化である。即ち兵士が火災の現場で略奪を行うことが問題化したため、紹興二年二月、臨安府に仰せて緝捕の使臣を派遣し、さらに賞金を懸けて、そうした兵士を捕縛させることになった。紹興三年十二月には詔により、兵士が消火のため軍営を離れる際に武器を携行することが禁止された。また消火を目的に出動した兵士が、火災現場とかけ離れた場所でも、裕福そうな家を探し出しては錢物を要求し、意に満たなければ消火器具を用いて家屋を破壊するという問題が発生していた。当時の消火活動は、主として延焼しそうな建物をあらかじめ取り壊してしまうことであり、それがしばしば破壊行為につながっていたのである。

そこで臨安府に略奪・破壊を行う兵士を覺察させ、計賊断罪し、罪状の重い者は旨を取ることが定められた。⁽⁴⁷⁾

如上の防火・消火制度、特に防火制度はそれなりに機能したと見られ、紹興七年以来、淳熙年間（一一七四～八九）に至るまでの間、火災自体は起こっているものの、一度に数万家を焼失させるような大火は発生していない。ところが十三世紀に入ると、住民のさらなる増加とそれに起因する建物の増加・密集等によって大火が再び頻発し、南宋政府・臨安府は防火・消火制度の見直しを余儀なくされることになる。⁽⁴⁸⁾

四 水利関係の整備

1 城内外の運河の浚渫

臨安の城内外には多数の運河が流れていた。長江デルタから流れてくる江南河（上塘河）・下塘河（奉口河）は臨安の城外で合流した後、城壁東北角の余杭水門から城内へ入り、天水分橋を過ぎたところで塩橋運河（大河）・市河（小河）に別れて南流し、城内南部で合流した。その後、通行橋のところで、保安水門を抜け、候潮門の前を通って錢塘江へつながる運河と、そのまま宮城に入り、南水門から城外へ出、竜山河に連なる運河とに分かれた。塩橋運河と市河は、城内における漕運の中心的な機能を果たしていた。また城内には東側城壁に沿って、茅山河という運河も存在した。これらの他

に生活用水を西湖から城内へ引き込む、清湖河という運河が城内の西部を流れていた。城外では北側城壁の外に上述の如く江南河・下塘河が流れていた他、錢塘江から保安水門を経由し、東側城壁に沿って流れる菜市河・外沙河があった。竜山河は錢塘江北岸の竜山渡東にある白塔につながっていた。^⑩本項では運河に対する整備の中心をなす浚渫工事について、検討を加えてみたい。

紹興年間の浚渫工事は、高宗が臨安へ移動した後の紹興四年から始まった。その理由であるが、高宗とともに官僚や禁軍等が臨安へ移動してきたため、食糧をはじめとする生活物資や、俸給・軍糧として支払われる米・財貨等の臨安への輸送量が急増した。そこでそれらを臨安城内外にある倉庫・財庫や商店等へ円滑に漕運できるよう、運河の浚渫が行われたと考えられる。浚渫工事の経緯について述べると、紹興三年十一月に宰臣が工事の必要性について奏上し、紹興四年正月には枢密院が兩浙の廂軍の兵士を徵発し、不足分は神武右軍^⑪の兵士によって補填することとなった。この時動員が予定された兵士は計四千百二十四人であり（現実に動員されたのは三千人余り）、少なくとも紹興年間において、これほど多くの兵士を動員した、大規模な工事が行われた形跡は認められない。^⑫

次いで紹興四年二月、兩浙転運副使の馬承家が工期と工事を行う運河について具体的な提案を行い、工事が開始され

た。『宋会要』方域一七一一九〜二二「水利」、紹興四年二月四日条が載せる馬承家の上言に

臨安府の運河を開撩するは、兩月を期と為すを元約し、已に今月二十三日に工を興し、跨浦橋及び飛虹橋北の下手より開掘し、二十日を以て一料と為す。今欲すらくは、第一料の畢工^⑬を候ち、朝廷従り先次^⑭に官を差して覆視し、応に元開の深闊の丈尺を得れば、接続して第二料を開撩すべし、更に合に朝廷より指揮を取るべし。

とある。即ち工事は二ヶ月を全体の工期とし、二十日間を一料（一期）とする、第一料の工事が終わるのを待って、朝廷から官を派遣して調査し、もどおりの深さ・広さになっていれば、続けて第二料の工事を開始するという。また跨浦橋・飛虹橋の下手より工事を始めるとも記されている。跨浦橋・飛虹橋とは城外の、錢塘江から保安水門につながる運河に架けられた橋である。この運河は錢塘江や浙東運河、杭州湾を輸送されてきた物資を臨安城内へ運び込むためのものである。なお工事は第三料まで計画されていた。^⑮

右の工事と並行して、余杭水門内外ノ塩橋運河北部に対する浚渫工事も計画された。『宋会要』方域一七一一二「水利」、紹興四年二月二十二日条に工部員外郎謝伋等の上言として

知臨安府梁汝嘉、本府裏の河を開撩するを具し到り、深き処は更に須らく開掘すべからざるを乞う。其れ垠子基並びに余杭門裏外の一節は、工を併せ量りて挑撩を行う

を措置せんとす。臣等躬親壕寨〔司の兵〕を將帶して前去し、地名葛公橋・埧子基より水勢を採量し、余杭門裏外の兩処に至るに、各おの水四尺五六寸有り、以て宜しきに随い挑撥すべきの外、其の余の河は本より皆四尺七八寸に及び五尺以来〔上の誤り〕に至れば、欲すらくは梁汝嘉等の乞う所に依りて施行せんことを。

とある。その大意は「知臨安府梁汝家は運河の浚渫について具申し、『既に水深が』深い場所は開掘すべきではないが、『計画のうち』埧子基及び余杭門内外に関する一節については浚渫を實行すべきである」と〔述べている〕。私達が葛公橋・埧子基から余杭水門内外一帯の運河の水深を調査したところ、余杭水門の内外は四尺五、六寸なので、よろしきにしたがい浚渫すべきであるが、それ以外の場所の運河は〔水深が〕本より四尺七、八寸〜五尺以上に及んでいるので、梁汝家の請うようにすべきである（浚渫を行うべきではない）と理解される。即ち計画のうち、余杭水門内外一帯の運河に對し、浚渫が行われることとなったのである。なお史料に見える地名のうち、埧子基は不明であるが、葛公橋は葛家橋とも呼ばれ、余杭水門から城内へ入った運河が、市河と塩橋運河に分岐した後の、塩橋運河に架けられた橋である。

このように見てくると、高宗が臨安へ移動してから、城内外の運河のうち、錢塘江・浙東運河・杭州灣や江南河・下塘河を輸送されてきた物資を城内へ運び込む、言わば玄関口に

当たる部分に對し、大規模な浚渫工事の実施されたことが知られる。なお工事と並行して、住民で浚渫した運河に糞土瓦礫等を投棄した者は断罪して杖八十とする、浚渫の際に兵士が拾得した物資についてはその一部（四割）を支給する、工事中に発見された遺骨は僧侶の埋葬を許す、等の規則も定められた。

これ以後も紹興年間を通じて、運河に對する浚渫工事は実施された。例えば『要録』卷一二三、紹興八年十一月癸巳条所載の、知臨安府張澄の上官に

〔臨安は〕今駐蹕の地なれば、公私の載せる所、舟船に資る者前日に百倍す。計うる所、特だ最も利害に関わる者は両河（塩橋運河・市河）のみなるも、尽くは城中の河を開くにあらざるなり。臣再び講究を行い、更に夫を調し工を興さず、乞うらくは両浙諸州の壯民及び廂兵共に千人を刷那し、本府に赴き緊慢を量度して開濬せんことを。

とある。紹興八年十一月といえは、第一次和議成立の直前であり、臨安への漕運体制も整備され、「前日に百倍す」との文言からうかがえる如く、臨安へ輸送される物資も増加の一途たどっていた。そこで張澄の上官により、具体的な実施場所は記されていないが、両浙諸州の壯民・廂軍兵士を動員して浚渫が行われたのである。

紹興十六年五月には余杭水門外の運河が閉塞し、物資を運

河を用いて城内へ運び込むことができなくなったため、詔によつて閉塞した部分の開浚が命じられている。紹興二十一年八月にも、城内の運河に対する工事が行われた。この工事については史料に「城中の溝渠を開導し、以て積水を泄す」とあるだけで、具体的な内容や実施場所等は明らかにならないが、やはり運河の水深が浅くなり、船舶の航行に支障が生じたため、浚渫が行われたと考えられる。紹興三十二年二月には、錢塘江と保安水門を結ぶ運河に設けられた清水閘、及び竜山河に設けられた竜山閘一帯で浚渫が行われた⁽⁵⁶⁾。

2 飲料水の調達

臨安の地下水は塩分を多く含んでいるため飲用できず、住民の飲料水にはもっぱら西湖の水が利用された。高宗が臨安に移住した後、飲料水を調達するため、様々な措置が取られた。具体的に見ていくと紹興二年四月、恐らく西湖の周囲に駐屯するようになった三衙の兵士と考えられるが、彼らが湖水を馬に飲ませたり、湖水で軍服を洗濯したりして、湖水を汚染していることが問題化した。そこで統制官に詔して絶えず戒約させるとともに、兵士百人を派遣し、鋪（派出所）を設置して駐屯させ、巡察して犯人を逮捕させることにしたという⁽⁵⁷⁾。

飲料水の調達を目的として、西湖の開浚も行われた。西湖では住民が湖面を占有して田土化し（このような田土を葑田

という）、菱（ひし）・蓮（はす）（史料には荷・藕等とも記される）や真菰（まこも）（史料には菱・葑等と記される）等を栽培した。葑田が増えれば植物によつて湖面は埋め尽くされ、飲料水の取水は困難になり、肥料によつて湖水が汚染されるという問題も生じる。そこで葑田をつくつて植物を栽培することを禁止するとともに、植物を刈り取り、浚渫を行わなければならなくなったのである。植物を刈り取つて湖面を切り開き、浚渫を行うことを、史料では「開浚」の他に「開撩」「開濬」等と記している。

西湖の開浚は、北宋の元祐年間（一〇八六～九三）に杭州であつた蘇軾が行つて以来、実施されていなかった。しかるに臨安の人口が増大してくると、飲料水を確保する必要性が高まった。そこで紹興九年八月、知臨安府張澄の言により、開浚に専従する廂軍が設置されることとなった。張澄はこの廂軍を用いて、蘇軾以来約半世紀ぶりに本格的な開浚を行おうとしたのである。また廂軍の設置と同時に、湖面を占有して葑田とし、菱藕等を栽培することが禁止された。張澄の言は『宋会要』方域一七―二二「水利」、紹興九年八月十七日条におよそ

〔五代の〕錢氏（呉越）の時代、撈湖兵五千人が置かれ
たが、その後廢止されてしまった。北宋の元祐年間、知
杭州の蘇軾が朝廷に申請して開浚を行ったため、湖水は
深くなったが、現在その時より五十年が経過しており、

葑田が見渡す限り広がり、湖の大半を埋没させている。現在皇帝陛下が臨安に駐蹕し、六井による飲料水の供給に仰ぐ住民も増えている。どうか崇節指揮の例にならって廂軍の兵士二百人を置き、衣糧を支給し、錢塘県尉に兼任させる形で開浚を管轄させていただきたい。〔兵士を〕他役に充てる者は処罰する。湖を占有して〔蓮・菱等を〕栽培する者もまた重く処罰する。

とある。崇節指揮とは両浙・江東で雑役に従事する廂軍³⁸、六井とは西湖から地下の水道管（陰竇）を通過して城内へ引き込まれた飲料水を汲み上げる井戸であり、相国井・西井・金牛井・方井・白亀池・小方井を指す。

ところがこの後『宋会要』方域一七―二三「水利」、紹興十七年六月一日条において、高宗が宰執に「臨安の住民は西湖の水を飲料水としているが、近年人が湖を占有し、葑田をつくって菱藕を植え、糞穢を肥料とするので湖水が汚染されている。〔汚染された〕湖水を飲料水に充てるのはもとより、祭祀用の酒の製造に用いるのはもつともよろしくない。臨安府に措置させ、菱藕の栽培を禁止すべきである」と述べている。湖面を占拠し、葑田にして菱藕を栽培する者がおり、肥料のため湖水が汚染されているとして、臨安府に命じて再度禁止措置を取らせたのである。

紹興十九年八月には知臨安府湯鵬拳が西湖の開浚・飲料水の調達に関する長文の上行を行い、裁可されている。上行は

『宋会要』方域一七―二三「水利」、紹興十九年八月十一日条及び『咸淳臨安志』卷三二「山川十一・湖・西湖」にほぼ同文が見えており、その一節に大略

紹興九年八月十七日に指揮が下り、廂軍の兵士二百人を設置し、崇節指揮の例によつて衣糧を支給させることが許可されたが、現在兵士の数は四十人余りになっている。兵士を補填して元額にもどし、兵舎・舟船を建造する。兵士一人あたり毎日々米二升半・錢五十文を支給し、専ら開浚に従事させ、他役に充てるのを許さない。

とある。紹興九年八月に西湖を開浚するため設置された廂軍の兵士が定員割れしてしまったので補填し、再び開浚に専念させるよう提案したことが知られる。また上述の通り紹興九年八月、錢塘県尉が開浚を兼任することになったが、湯鵬拳はこの時錢塘県尉に代わつて武臣一名を差し、開浚を専ら主管させるよう奏請している。

禁令を犯して菱藕等を栽培する者については、湯鵬拳は次のように述べている（より詳しい『咸淳臨安志』の原文を紹介する）。

一、契勘するに西湖の種うる所の菱菱、往往にして湖中より泥葑を取り、糞穢を夾和して包根墜種し、時ならずして澆灌し穢汚するに及ぶ。紹興十七年六月に申明し、今後永に請佃栽種するを許さざるも、今来又復重ねて蓮荷を置き、湖港を填塞す。臣已に蓮荷租課官錢を

將て、並びに已に除放し訖り、如し違犯の人あれば科罪追賞し、官人の朝廷に具申する有れば、旨を取りて施行す。

これによれば紹興十七年六月に菱藕等の請佃栽培が禁止されたにもかかわらず、近年再び租課官錢を官に納め（つかませ）、黙認されて栽培する者のいたことがうかがえる。こうした状況を見た鵬拳は租課官錢の納入をやめさせ、菱藕等を栽培する者を処罰し、告発者は報賞することにしたのである⁽⁴⁾。なお湯鵬拳の上言の冒頭には「六井の陰竇の水口を修砌し、斗門・閘板を増置し、水勢をはかつて「湖水を取り入れ、井戸へ」送る「工事」は已に緒に就いている」とあり、この時西湖の湖岸に設けられた、六井をはじめとする井戸の取水口に対する整備工事も実施されていたことが知られる。「修砌」とは取水口に石や瓦等を積み重ね、堅固にする工事を指していると考えられる。

上述した如く紹興九年以降、臨安の人口の増大に伴い、飲料水を調達するため、廂軍を設置しての西湖の開浚、菱藕等の栽培禁止、井戸の整備等が実施されるようになった。これらの措置は紹興年間以降も継続して行われている⁽⁵⁾。

おわりに

本稿で述べたことを要約すれば、以下のようになる。紹興

二年正月に高宗が紹興府から臨安へ移動するとともに、政府機関も臨安へ移動し、既存の機関・寺院やその敷地を利用して、便宜的且つ倉卒の間に建設された。その後第一次宋金和議が成立し、臨安が南宋の事実上の都となることが決定した紹興八年末頃から、政府機関の本格的な整備（改修・移築・新設）が始まったと見られる。

治安制度を取り上げると、高宗が臨安へ移動した時、治安の悪化が大きな問題と化していた。そこで紹興二年正月に禁軍兵士を配置する軍巡鋪が設置され、三月には金吾街杖司の再建、夜間外出・通行禁止令の発布がなされた。紹興十一年以降になると、人口の増大に伴い、城内外の廂が整備された。

防火・消火制度に目を向けるならば、高宗が臨安へ移動した際、治安の悪化とともに火災の頻発・延焼も問題化していた。そのため紹興二年～三年にかけて、防火・消火制度が整備された。具体的には軍巡鋪の兵士による火災の監視、建物を瓦葺きに改築させる、放火・失火犯に対する罰則の制定、延焼を防ぐ火巷・空閑地の設置等が行われた。また消火制度の整備として防火司の設置、消火に従事する禁軍兵士に対する取り締まりの強化等の措置が取られた。

城内外の運河については、高宗が臨安へ移動した後、臨安へ輸送されてくる物資が増大したため、紹興四年二月、錢塘江から保安水門につながる運河、及び余杭水門内外一帯の運

河に対し、大規模な浚渫工事が施された。運河の浚渫は、臨安へ輸送される物資のさらなる増大に伴い、紹興八年以後も継続して行われている。飲料水の調達については紹興二年四月、兵士による西湖の湖水の汚染を抑止する措置が取られた。また人口が増大し、飲料水を確保する必要性が高まったため、紹興九年以降、廂軍を用いた西湖の開浚、菱藕等の栽培禁止措置や井戸の整備等が実施された。

以上を整理すると、臨安の建設・整備は、まず高宗が臨安へ移動した直後の紹興二年正月～四年にかけて盛んに行われた。即ちこの時、政府機関が仮設のような形ではあったが建設された。それとともに治安の悪化や大火の頻発を放置できなかつたこと、人口や輸送されてくる物資が増大したことから、治安制度や防火・消火制度の整備、運河の浚渫、飲料水調達の整備が実施されたのである。以上のうち治安制度の整備、運河の浚渫、飲料水調達の整備は、人口や輸送物資のさらなる増大に伴い、第一次宋金和議が成立した紹興八年以降も継続して行われている。また第一次宋金和議が成立すると、都にとって不可欠な政府機関の整備が始まったと見なされる。そして第二次宋金和議が成立する紹興十一年以降、都であることを象徴する正殿や祭祀施設が建設・整備された。臨安の建設・整備は、高宗の移動及び宋金和議の成立を画期として、段階的に行われていったと言えよう。都として不可欠な部分、都であることを象徴する部分の建設・整備が後回

しにされた点は、臨安の特徴である。

なお臨安の建設・整備に関しては、城壁や城門等に関する検討も必要であるが、本稿では取り上げることができなかった。別の機会に検討することとしたい。

註

(1) 拙稿「南宋の皇帝祭祀と臨安」(『東洋史研究』六九―四、二〇一一年)、「南宋臨安における宮城の建設」(『愛媛大学法文学部論集人文学編』四八、二〇一〇年)。

(2) 以下、先行研究は代表的なものを紹介する。斯波義信「宋都杭州の都市生態」(『宋代江南経済史の研究』、東京大学東洋文化研究所、一九八八年)、朱溢「南宋三省与臨安的城市空間」(『復旦学報』(社会科学版)二〇一七年一二)等。また林正秋「南宋都城臨安」(西泠印社、一九八六年)第三章、梅原郁訳注『夢梁錄』二卷九(平凡社東洋文庫、二〇〇〇年)等にも、臨安に建設された政府機関の紹介がなされている。

(3) 陳鴻彝「宋代城市的治安管理」(『江蘇公安專科學校学报』一九九八年一五)、范学輝『宋代三衙管軍制度研究』上下(中華書局、二〇一五年)の他、同右林著書第七章、徐吉軍『南宋都城臨安』(杭州出版社、二〇〇八年)第三章第二節等。

(4) 木良八洲雄「南宋臨安府における大火と火政」(『人文論究』四〇―二、一九九〇年)、陳欣「南宋都城防火問題研究」(『長春師範大学学报』二〇一五年一五)の他、同右林著書第七章、徐著書第三章第三節等。なお政府機関の建設・整備、治安制度や防火・消火制度の整備については、筆者もかつて「南宋の国都臨安の建設——紹興年間を中心として——」(『宋代史研究会研究報告第八集 宋代の長江流域——社会経済

史の視点から——」、汲古書院、二〇〇六年）において、概観したことがある。

- (5) 佐藤武敏「唐宋時代都市における飲料水の問題——杭州を中心に——」《中国水利史研究》七、一九七五年、西岡弘晃「宋代国都の都市水利」《中国水利史研究》二二、一九九二年、後「中国近世の都市と水利」、中国書店、二〇〇四年に再録、註(3) 徐著書第四章第二節等。
- (6) 同右佐藤・西岡論文、徐著書第四章第五節、第六章第一節の他、原瑠美「西湖開濬史——南宋臨安研究に寄せて——」《中央大学アジア史研究》三四、二〇一〇年）等。
- (7) 以上、高宗の動向の詳細については拙稿「南宋初期の巡幸論」（『愛媛大学法文学部論集・人文学科編』一五、二〇〇三年）、三八〜六〇頁を参照されたい。
- (8) 『要録』卷二〇、建炎三年（一一二九）二月壬戌条、『宋会要』方域二一五「行在所」、建炎三年二月十三日条等。
- (9) 『宋会要』方域二一一〜二「行在所」、紹興二年（一一三二）正月二十三日条、方域四一七「官廨」、紹興三年五月七日条。
- (10) 『要録』卷五三、紹興二年四月甲申条。
- (11) 『咸淳臨安志』卷四「行在所録・朝省」。
- (12) 『宋会要』食貨五三一一「倉部」、紹興二年八月五日条、食貨六一一三〜一四「京諸倉」、紹興三年正月六日条、紹興八年十月四日条等。日条、三月二十五日条、紹興四年四月六日条、紹興八年十月四日条等。
- (13) 『宋会要』方域四一七「官廨」、紹興三年三月一日条。
- (14) 『宋会要』方域四一七〜一八「官廨」、紹興四年二月一日条。
- (15) 『宋会要』職官一八一〜二七「秘書省」、紹興十三年十二月十二日条、『咸淳臨安志』卷七「行在所録・秘書省」。
- (16) 『咸淳臨安志』卷八「行在所録・院轄・諸司諸軍糧料院」。
- (17) 『咸淳臨安志』卷八「行在所録・院轄・文思院」。
- (18) 以上、高宗の動向の詳細については註(7) 拙稿、六一〜六五頁を参照されたい。
- (19) 政府機関の移動及び「行宮」の付帯については『要録』卷一〇五、紹興六年九月庚辰・癸未条、卷一一一、紹興七年五月甲申条、卷一一五、紹興七年十月丙午条、『宋会要』選舉三三一〜一五「尚書左選」、紹興七年五月八日条等に見える。
- (20) 『要録』卷一一六、紹興七年十月戊子条所引『趙鼎事夷』。
- (21) 高宗の臨安掃遷の状況についても、詳細は註(7) 拙稿、六五〜六八頁を参照されたい。
- (22) 以上、和議成立の経緯については、寺地遵「南宋初期政治史研究」（汲古社、一九八八年）一三七〜一七六頁、二〇九〜二八六頁による。
- (23) 以上は『要録』卷一四五、紹興十二年四月甲申条、卷一四八、紹興十三年正月癸卯条、『宋会要』方域二一一〜一七「行在所」、紹興十二年十二月十二日条、紹興十三年正月十五日条、『咸淳臨安志』卷一一「行在所録・学校・太学」等による。
- (24) 『要録』卷一四四、紹興十二年三月己酉条、『宋会要』職官三六一四四「主管往来国信所」、紹興十二年三月十六日条。
- (25) 『宋会要』職官二〇一五四「玉牒所」、紹興二十六年十月二十三日条、『咸淳臨安志』卷六「行在所録・諸寺・玉牒所宗正寺」。
- (26) 延焼を防ぐための政府機関の移築については、大宗正司の事例も検索される。『宋会要』職官二〇一七〜一八「大宗正司」、紹興十七年九月十七日条によれば、宗室に関する職務を統轄する大宗正司の庁舎について、知大宗正事の士会が大略「現在の庁舎は狭い上に、近所の住民の草屋と隣接していて（防火の点で）不便なため、広い場所を探して庁舎を移築して欲しい。もし移築先が見つからなければ臨安府に現在の場所を調査させ、民戸が隣接していれば撤去して（周囲を）空き地にし、また庁舎の中で草葺きのもも瓦葺きに改築して、延焼を免れるようにして欲しい」と上言したところ、詔が下り、臨安府に命じて措置させたという。もっとも空閑地への移築または現在地での改修いづれが実施されたのかについては史料がなく、明らかにならない。
- (27) 景靈宮・太乙宮の建設時期や場所は『咸淳臨安志』卷三「行在所録・

- 郊廟・景靈宮」、卷二三「行在所録・宮觀・太乙宮」、『宋会要輯稿補編』
 「景靈宮」、紹興十三年八月二日条、『玉海』卷一〇〇「紹興太一宮」等
 に見えている。
- (28) 『要録』卷二一九、紹興八年四月庚申条。
- (29) 『要録』卷二五八、紹興十八年九月丙申条。
- (30) 豊備倉の建設は『要録』卷一七二、紹興二十六年四月戊戌条、『建
 炎以来朝野雜記』甲集卷一七「豊備倉」等に見える。なお豊備倉に
 ついては劉世梁「南宋豊備倉研究」(重慶交通大学学報(社会科学
 版)二〇一七年一)、楊芳「南宋代倉廩制度研究」(上海古籍出版社、
 二〇一九年)等の研究があり、著者も「南宋臨安の倉庫」(愛媛大学法
 文学部論集人文学科編)三五、二〇一三年)において検討を加えた。
- (31) 『宋会要』方域二二〇「行在所」、紹興二十七年九月十八日・十月
 二十二日条。なお政府機関は北から南へ御街に沿って丞相府↓執政府↓
 三省・樞密院↓六部の順で並んでいたと考えられる。
- (32) 臨安に駐屯する就糧禁軍の指揮については、『咸淳臨安志』卷五七
 「武備・兵制・禁軍」に一覧がある。
- (33) 『要録』卷一六三、紹興二十二年十月己卯条。
- (34) 『宋会要』兵三一〇「廂巡」、乾道七年(一一七一)正月二日条。
- (35) 『宋会要』職官二二一五「金吾街杖司」、紹興二十八年十月二十七日
 条、紹興三年(一一九二)七月八日条。
- (36) 久保田和男「宋都開封の治安制度と都市構造」(『史学雑誌』一〇四一
 七、一九九五年)、後「宋代開封の研究」、汲古書院、二〇〇七年に再録)、
 著書の「一四〇〜一四三頁。
- (37) 例えば『夢梁録』卷四「中秋」に「中秋節の夜、大通りの商売が五
 鼓(鼓は更と同じ)まで行われ、月をめめて歩き回る人々も明け方まで
 絶えないのは、(この夜に限って)金吾街杖司が(商売や人々の通行を)
 禁止しないからである」とあり、同書卷一三「天曉諸人出市」には「御
 街と市西坊の西にある麵食店が終夜営業するのは、金吾街杖司の兵士
 が禁止しないからだ」とある。これらの記事から、特定の日や場所を除
- いて、金吾街杖司の兵士が夜間の外出・通行を取り締まっていたことが
 知られよう。
- (38) 臨安で夜間の外出・通行が禁止されていたことは、本文で引用した
 『宋会要』や『夢梁録』所載史料の他、『都城紀勝』「市井」に「売買や
 閑撲の声、酒樓歌館のざわめきは四鼓に至つて静かになるが、五鼓にな
 ると入朝する官僚が乗る馬の蹄の音が響き、早市に赴き商売する者が起
 き出して店開きをする」とあることがわかる。しかし『夢梁
 録』「都城紀勝」の史料が具体的にいつ頃の状況を述べているのか定か
 でない等、問題は多い。詳細な検討は今後行うことにしたい。
- (39) 右に引用した『宋会要』兵三一八・九「廂巡」、紹興二年四月二十二
 日条の如く、都巡檢二名+巡檢六名とすれば八名となり、何故七名なの
 かは疑問とせざるを得ない。
- (40) 城内における廂の増加は『乾道臨安志』卷二「在城八廂」、『淳祐臨安
 志』卷六「城府・廂隅」、『咸淳臨安志』卷一九「在城九廂」を通観する
 ことにより明らかになる。
- (41) 『咸淳臨安志』卷一九「城南北左右廂」。
- (42) 臨安における火災の発生状況は、註(4)掲載の諸研究において検討
 されている。
- (43) 『宋会要』瑞異一三三・三六「火災」、紹興三年十一月二十二日条、
 同書刑法二二一〇「禁約」、紹興三年十二月九日条。
- (44) 『宋会要』刑法二一〇九「禁約」、紹興二年三月四日条、同書瑞異二
 一三五・三六「火災」、紹興三年十一月二十二日条。
- (45) 『宋会要』瑞異二一三五・三六「火災」、紹興三年十一月二十二日条。
 (46) 嘉定四年(一一二一)以降、「隅」と呼ばれる望楼付きの消火隊詰め
 所が城内外に設けられている。防火司とはこの隅のような機関であった
 と考えられる。隅については『咸淳臨安志』卷五七「武備・防虞・城内
 諸隅・城外諸隅」に記載があり、城内に十四ヶ所、城外に九ヶ所設けら
 れ、うち望楼のある隅は城内六ヶ所、城外四ヶ所、所属する消火隊は禁
 軍兵士から徴発され、定員は六十一人〜百二人であった。

(47) 『宋会要』 刑法二一〇九〜二一〇「禁約」、紹興二年二月十一日条、紹興三年十二月十七日条。

(48) 南宋時代後半、新たに策定された防火・消火制度については、註(4) 掲載の諸研究において検討がなされている。

(49) 臨安城内外の運河については註(5) 掲載の諸研究の他、註(2) 訳注『夢梁錄』等において検討・紹介がなされている。

(50) 神武軍は、建炎四年六月に御前軍が改編されて成立した。神武右軍とはその中の一部隊であり、張俊を都統制としていた。神武軍・神武右軍については、小岩井弘光「南宋初期軍制について」(『集刊東洋学』二八、一九七二年、後「宋代兵制史の研究」、汲古書院、一九九八年)に再録、王曾瑜「宋朝兵制初探」増訂本(中華書局、二〇〇一年)第五章第二節等において検討がなされている。

(51) 以上、工事の経緯や兵士の動員数等は、『宋会要』方域一七一〜一九「水利」、紹興三年十一月五日条、紹興四年正月十八日条による。

(52) 『宋会要』方域一七一〜二二「水利」、紹興四年三月五日条。

(53) 『宋会要』方域一七一〜二二「水利」、紹興四年二月二十七日条、『要録』卷七二、紹興四年正月癸酉条。

(54) 臨安への漕運体制の整備については、拙稿「南宋臨安の上供米漕運体制の成立」(『愛媛大学法文学部論集人文学編』四四、二〇一八年)を参照されたい。

(55) 『要録』卷一五五、紹興十六年五月壬申条、卷一六二、紹興二十一年八月戊子条、『宋会要』食貨八一〜二「水利」、紹興三十二年二月二十七日条。紹興年間以降に行われた運河の浚渫工事については、註(5) 掲載の諸研究において検討がなされているので、参照されたい。

(56) 『宋会要』方域一七一〜一八〜一九「水利」、紹興二年四月十六日条。

(57) 『宋史』卷九七「河渠志・東南諸水」により補う。

(58) 崇節指揮は『宋史』卷一八九兵志三「廂兵」、『咸淳臨安志』卷五七「武備・兵制・廂軍」等に見える。臨安には第一〜第六指揮、定員計二千六百人が駐屯していた。

(59) 六井は『咸淳臨安志』卷三三「山川十二・湖・六井」に所在地が記されており、註(6) 掲載の諸研究において検討がなされている。

(60) 「租課官錢」は、『宋会要』が載せる湯鵬舉の上言には「租錢」と記される他、『夢梁錄』卷一二「西湖」では「租官錢」、下記の『咸淳臨安志』では単に「租」と記されている。梅原郁氏が指摘される如く(註(2) 訳注『夢梁錄』二 卷一二「西湖」、一二三頁)、住民が湖面を占有し、葑田をつくって菱藕等を栽培する際、官に納める湖面の借用料の如きものである。借用料をめぐって、『咸淳臨安志』卷三三「山川十二・湖・六井」には次のような記述がある。即ち咸淳年間(一二六五〜七四)、豊楽楼(湧金門外・玉蓮堂(錢塘門外)の取水口側らに荷茨が植えられ、(肥料によって)湖水が汚染されていた。荷茨を栽培していた者は官に租を納め、官も租の納入を利としていたため、知臨安府の潜説友は旧弊が引き継がれているとして(租の納入をやめさせ、租の)台帳を破棄した上で、廂軍に荷茨を伐採させた、というのである。南宋末に至っても、官に金銭を納め、蓮等を栽培する者は跡を絶たなかったことが知られる。

(61) 紹興年間以降に飲料水を調達するため取られた措置については、註

(6) 掲載の諸研究において検討がなされているので参照されたい。

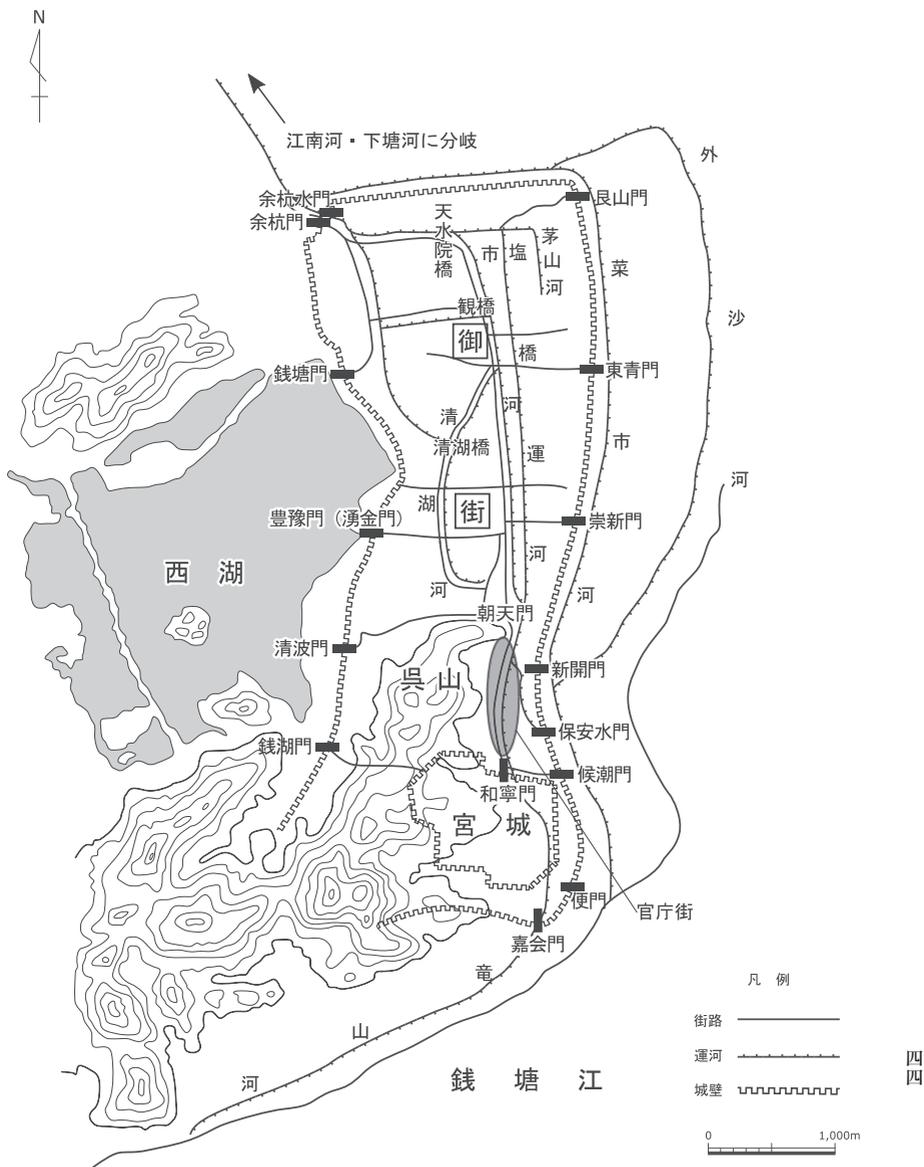


図1 南宋臨安略図（紹興年間末）